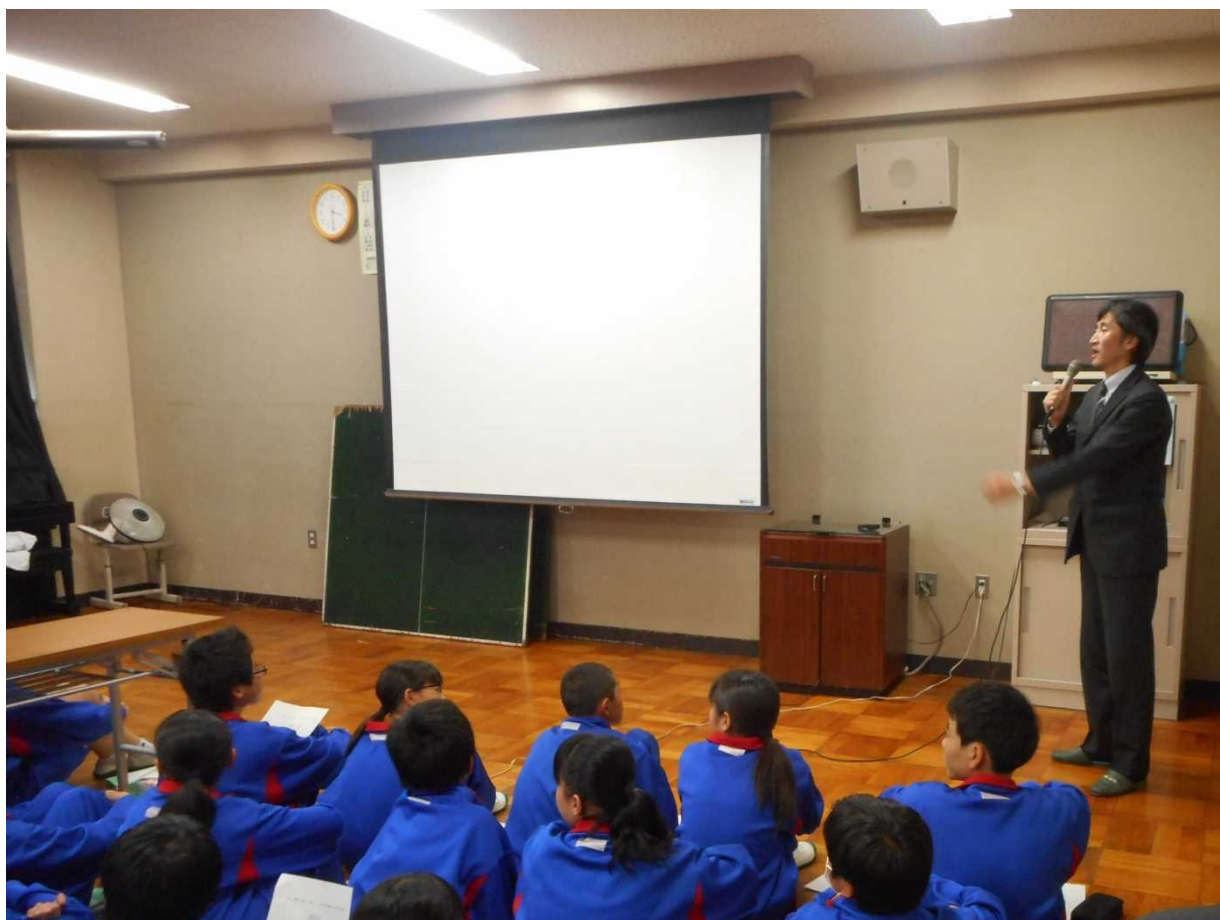


## 中学生に、「過労死」など労働者をめぐる問題について 説明しました（平成 29 年 10 月 17 日）



栃木労働局では、これから社会に出て働くことになる若者に、労働法制の基礎知識が得られるよう、中学生や高校生への説明に取り組んでいます。この一環として、平成 29 年 10 月 17 日に、佐野市立北中学校 1 年生 190 名に対する説明を実施しました。

昨今社会において関心が高まっている「過労死」の問題や、アルバイトでの業務において問題が生じやすい最低賃金の問題、また、原則就労ができない中学生であっても、インターネットでの勧誘などによって、業務に従事させられるリスクがあるといったことについて、当局監督課の担当官より説明しました。この説明を聞いていただいた中学生からも、「特に『過労死』の話に大きな驚きを感じました」といった感想をいただいております。

当局におきましては、中学生・高校生に対する労働関係法規等の説明に係る御依頼に随時対応しておりますので、長時間・過重労働の問題や若者のアルバイトにおける問題などワークルールに関する事柄について、自校の在校生に説明をしてほしいとの御要望がありましたら、栃木労働局監督課（電話番号：028-634-9115）まで御連絡をお願いいたします。